

令和8年度治山事業の事業区分と内容

	事業区分	事業内容	主な採択基準	事業主体	負担区分		主な工種
					国	県	
投資的経費 (公共事業等)	山地治山 (復旧治山) ◎(予防治山)	荒廃山地、荒廃危険山地等の復旧・整備等 復旧：全体 7,000 万円以上 予防：山腹 800 万円以上 溪流 1,500 万円以上	1,2 級河川上流 人家 10 戸以上 主要公共施設 貯水量 3 万 m ³ 以上のため池等	県	50	50	治山ダム工、土留工、落石防止柵工、法枠工、植栽工 等
	◎(林地荒廃防止)	400 万円以上	人家 5 戸以上 主要公共施設 等 激甚災害指定地域 特殊土壌地帯				
	(緊急総合治山)	山腹 800 万円以上 溪流 1,500 万円以上	災害関連緊急治山事業を実施した地区				
	(緊急予防治山)	山地災害危険地区における緊急的・重点的な予防対策 山腹 800 万円以上 溪流 1,500 万円以上	山地災害危険地区の崩壊危険度が「a1」かつ被災危険度が「a2」の箇所 人家 10 戸以上 等				
	(緊急機能強化・老朽化対策) ◎(機能強化・老朽化対策)	施設の老朽化・機能強化対策 補修等 200 万円以上	採択基準は、緊急予防治山、予防治山と同じ				
治山事業 (◎農山漁村地域整備交付金)	防災林整備 (防災林造成)	山火事等により機能が失われた森林の整備 防災林造成 500 万円以上	人家 10 戸以上 主要公共施設 等 ただし、森林が焼失した地域において森林造成と一体的に山地の崩壊の予防のために治山施設を新設する場合は、山地災害危険地区で行うものに限る	県	50	50	植栽工、筋工 等
	流域保全総合治山 (流域保全総合治山)	面的な保水機能向上対策 砂防事業と連携した流木対策 3,000 万円以上	1,2 級河川上流 流域治水プロジェクト対象地 保安林整備面積 1 級:30ha 以上 2 級:15ha 以上	県	50	50	治山ダム工、本数調整伐 等
	保安林整備 (保安林総合改良) (保育)	機能が低下した保安林の植栽や保育 保改：200 万円以上 保育：50 万円以上	被災保安林 人家 10 戸以上 重要公共施設 等 治山事業施工地	県	50 保育 1/3	50 2/3	改植工 等 下刈 等
	地すべり防止	地すべり防止区域内における地すべり防止工事 全体：1 億円以上	地すべり防止区域の指定	県	50	50	集水井、ボーリング、暗渠工、水路工 等
単県公共・維持修繕	投資的経費 (公共事業等費) 林地災害防止	小規模な荒廃の恐れのある林地の防災工事	1,2 級河川上流 人家 2 戸以上 等 1 箇所 10 万円以上	市町村	—	50	土留工、落石防止柵工、植栽工 等
	投資的経費 (公共事業等費) 治山施設維持管理	治山施設等の補修、改良、応急工事、点検調査	県管理の治山施設の維持管理で、1 箇所の工事費が 30 万円以上 (保育 10 万円以上)	県	—	100	治山施設の補修、調査等

※注 上記事業は、本県で実施した実績がある事業を主に記載している。

令和8年度治山事業の事業区分と内容（災害関係）

事業区分	事業内容	主な採択基準	事業主体	負担区分		主な工種	
				国	県		
投資的経費 治山 林道 災害 復旧 事業	災害関連緊急治山 * 現年災害のみ	災害による荒廃山地を当該発生年に緊急に行う復旧整備	公共の利害に密接に関係し、民生の安定上放置しがたいもの ・ 県道以上、迂回路のない市町村道 ・ 主要公共施設 ・ 人家10戸以上 ・ 1箇所600万円を超えるもの	県	2/3	1/3	治山ダム工、土留工、法枠工等
	災害関連緊急地すべり防止 * 現年災害のみ	災害により発生、拡大した地すべり地を当該発生年に緊急に行う復旧整備	次期降雨、地下水等による地すべりの拡大により被害を与える恐れがあるもの ・ 県道以上、迂回路のない市町村道 ・ 主要公共施設 ・ 1箇所600万円を超えるもの	県	2/3	1/3	集水井 ホーリング暗渠工等
	林地荒廃防止施設災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） * 現年災害のみ	県が維持管理する治山施設が被災した場合の復旧事業	降雨等による災害 ・ 24時間雨量80mm以上 ・ 1箇所120万円以上	県	2/3	1/3	治山ダム工、土留工、法枠工の修繕等
	林地崩壊防止 * 現年災、過年災 * 激甚災害のみ	県営治山事業の対象とならないもので、激甚災害により林地崩壊が発生し又は拡大したもの	・ 人家2戸以上 ・ 公共施設に直接被害を与えるもの ・ 1箇所200万円以上 ・ 事業費総額が300万円を超える市町村	市町村	1/2	1/4	土留工、法枠工、流路工、植栽工等
単県治山災害復旧事業	林地災害復旧	国庫補助の対象とならない荒廃地、治山施設の災害復旧工事	・ 1,2級河川上流で下流一帯に被害を与えるもの ・ 市街地、集落、公共施設の保護 ・ 1箇所10万円以上	市町村	—	1/2	土留工、法枠工、既設治山ダムの流木・土砂の除去、林地崩壊地の応急仮工事
	治山施設災害復旧	県が維持管理する治山施設が被災した場合で国庫補助の対象とならない復旧事業	・ 天災により被災した治山施設の復旧工事 ・ 1箇所30万円以上	県	—	100	治山ダム工、土留工、法枠工の修繕等